各都道府県、指定都市、中核市 子ども・子育て支援新制度担当部局 御中

> 内閣府子ども·子育て本部参事官(子ども·子育て支援担当) 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室 厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

子ども・子育て支援に係る災害対応について(周知)

標記について、貴管内の市町村において、令和4年福島県沖を震源とする地震により被災された 保護者等に係る対応について、下記のとおり周知しますので、特別の御配慮を賜りますようお願い します。

各都道府県におかれては、内容について十分に御了知のうえ、管内市町村への周知・助言等をお願いします。

なお、今般の災害に関し、今後、必要が生じた場合には、別途通知することがあり得ますので、 あらかじめ御承知おきください。

記

1. 被災した教育・保育給付認定保護者等に係る利用者負担額について

子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第24条第1項等の規定により、教育・保育給付認定保護者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けた場合等において、市町村の判断により、利用者負担額を減免した際に、減免した部分につきましても国と地方の補助割合に従い補助対象とすることとしております。

ついては、被災した教育・保育給付認定保護者等に係る利用者負担額について、特別の御配慮をお願いします。

2. 利用定員について

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第22条及び第48条に基づき、災害等やむを得ない事情がある場合には、利用定員を超えて特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことができる旨定められております。

ついては、各施設等における利用定員の弾力化について、特別の御配慮をお願いします。

3. 被災により特定子ども・子育て支援施設等が臨時休園等した場合の施設等利用費について

在籍している特定子ども・子育て支援施設等において、臨時休園等期間中に利用料が発生している場合には、その利用料分を減算することなく施設等利用費の支給を行うことは差し支えありません。ただし、当該施設等において、臨時休園等に伴う利用料の減額もしくは返金が認定保護者に対して行われた場合には、減額もしくは返金後の利用料が施設等利用費の支給対象となります。

なお、特定子ども・子育て支援提供証明書に記載する特定子ども・子育て支援を提供した日及 び時間帯については、臨時休園等期間中の日数も含めるものとします。

また、当該臨時休園等期間を含む月に日割り計算を行う場合の支給上限額の算出に当たっては、別紙のとおりとします。

(以上)

【連絡先】

内閣府 子ども・子育て本部

参事官(子ども・子育て支援担当)付 TEL: 03-5253-2111(代表)内線38339

FAX: 03-3581-2521

特定子ども・子育て支援施設等の臨時休園等期間を含む月に日割り計算を行う場合の 支給上限額の算出について

【施設型給付を受けない幼稚園・国立大学附属幼稚園・特別支援学校(法第7条第10 項第2号及び第3号に掲げる施設)】

幼稚園等が臨時休業とした期間も施設等利用費の対象とします。

なお、幼稚園等が臨時休業とした月に日割り計算を行う際の「その月の開所日数」については、一部の学年・学級で臨時休業とした場合を含め、修業期間外における取扱いと同様に「その月の平日の日数」を開所日数として計算することとします。

【国公立私立の幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部の預かり保育事業(法第7条第10 項 第5号に掲げる事業)】

支給上限額の算出上の「その月の預かり保育事業の利用日数」に臨時休業期間中における預かり保育の提供予定の日数を含むこととします。

【認定こども園、幼稚園、特別支援学校の利用者が預かり保育事業の他に認可外保育施設等(法第7条第10項第4号に掲げる施設又は同項第6号から第8号までに掲げる事業)の利用料が無償化の対象となる場合】

支給上限額の算出上に関する取扱いに変更はありません。

【認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(法第7条第10 項 第4号に掲げる施設又は同項第6号から第8号までに掲げる事業)】

支給上限額の算出上に関する取扱いに変更はありません。

【参照条文】

○子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)(抄)

第二章 子ども・子育て支援給付 第三節 子どものための教育・保育給付

第一款 通則

(子どものための教育・保育給付)

第十一条 子どものための教育・保育給付は、施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付 費及び特例地域型保育給付費の支給とする。

第三款 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給

(施設型給付費の支給)

第二十七条 (略)

2 (略)

- 3 施設型給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額 (当該額が零を下回る場合には、零とする。)とする。
 - 一 第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量、当該特定教育・保育施設の所在する地域等を勘案して算定される特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額)
 - 二 政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その 他の事情を勘案して市町村が定める額

4~8 (略)

(特例施設型給付費の支給)

第二十八条 (略)

- 2 特例施設型給付費の額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額と する。
 - 一 特定教育・保育 前条第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)を基準として市町村が定める額
 - 二 特別利用保育 特別利用保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)
 - 三 特別利用教育 特別利用教育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額

(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

3~5 (略)

(地域型保育給付費の支給)

第二十九条 (略)

- 2 (略)
- 3 地域型保育給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)とする。
 - 一 地域型保育の種類ごとに、保育必要量、当該地域型保育の種類に係る特定地域型保育の事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)の所在する地域等を勘案して算定される当該特定地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用の額)
 - 二 政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その 他の事情を勘案して市町村が定める額

4~8 (略)

(特例地域型保育給付費の支給)

第三十条 (略)

- 2 特例地域型保育給付費の額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める 額とする。
 - 一 特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を除く。以下この号において同じ。) 前条第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)を基準として市町村が定める額
 - 二 特別利用地域型保育 特別利用地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が 定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額 を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)から政令で定める額を限度と して当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村 が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)
 - 三 特定利用地域型保育 特定利用地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が 定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額 を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)から政令で定める額を限度と して当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村 が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)
 - 四 特例保育 特例保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特例保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特例保育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)を基準として市町村が定める額

○子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)(抄)

(施設型給付費等負担対象額の算定方法)

- 第二十三条 施設型給付費等負担対象額(法第六十六条の三第一項に規定する施設型給付費等負担 対象額をいう。第二十四条の三において同じ。)は、各市町村につき、その支弁する次に掲げる額 の合算額とする。
 - 一 満三歳以上教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者ごとに法第二十七条 第三項第一号に掲げる額、法第二十八条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額、同項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額、法第三十条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額、同項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額及び同項第四号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額を合算した額
 - 二 満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者ごとに次に掲げる額(当該額が 零を下回る場合には、零とする。)を合算した額
 - イ 法第二十七条第三項第一号に掲げる額から第四条第二項、第十三条第一項又は第十四条に 定める額を控除して得た額
 - ロ 法第二十七条第三項第一号に掲げる額から第五条第二項において準用する第四条第二項、 第十三条第一項又は第十四条に定める額を控除して得た額
 - ハ 法第二十九条第三項第一号に掲げる額から第九条において準用する第四条第二項、第十三 条第一項又は第十四条に定める額を控除して得た額
 - 二 法第三十条第二項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第十一条第二項において準用する第四条第二項、第十三条第一項又は第十四条に定める額を控除して得た額
 - ホ 法第三十条第二項第四号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第十二条第二項において準用する第四条第二項、第十三条第一項又は第十四条に定める額を控除して得た額

(施設型給付費等負担対象額の特例)

第二十四条 市町村が、災害その他の内閣府令で定める特別の事由があることにより、特定教育・保育等(法第五十九条第三号イに規定する特定教育・保育等をいう。次項において同じ。)に要する費用を満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が負担することが困難であると認め、その負担を軽減するよう法第二十七条第三項第二号の市町村が定める額、法第二十八条第二項第一号の当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額、法第二十九条第三項第二号の市町村が定める額、法第三十条第二項第一号の当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額、同項第三号の市町村が定める額又は同項第四号の当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を定めた場合における当該教育・保育給付認定保護者に関する前条の規定の適用については、同条第二号中「に定める額」とあるのは、「に定める額を限度として内閣府令で定めるところにより市町村が定める額」とする。

○子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)(抄)

第五章 費用等

(令第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める特別の事由)

- 第五十六条 今第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める特別の事由は、次の各号に掲げる事由とする。
 - 一 教育・保育給付認定保護者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水 害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けたこと。

二~四 (略)

(令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十三条第三項各号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額)

第五十七条 <u>市町村は、令第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める特別の事由のうち、前条</u> 第一号又は第二号の事由があると認めた場合は、令第二十四条第一項の規定により読み替えて適 用する令第二十三条第二号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額として、世帯の所 得の状況その他の事情を勘案して適当と認める額を定めるものとする(ただし、利用者負担額以 上の額に限る。)。

2~4 (略)

○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)(抜粋)

第一章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準 第二節 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第二款 運営に関する基準

(定員の遵守)

第二十二条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。 ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第三十四条第五項に規 定する便宜の提供への対応、児童福祉法第二十四条第五項又は第六項に規定する措置への対応、 災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第三節 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第二款 運営に関する基準

(定員の遵守)

第四十八条 特定地域型保育事業者は、利用定員の定員を超えて特定地域型保育の提供を行っては ならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第四十六条 第五項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第二十四条第六項に規定する措置への対応、 災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(以上)

〇令和4年福島県沖を震源とする地震におけるFAQ

NO	事項	問	答	備考
1	利用者負担額	被災した教育・保育給付認定保護者等に係る利用者負担額の減免について、法的根拠は、施行令第24条第1項、施行規則第56条、第57条と思われるが、具体的な減免額については市町村判断ということで良いか。	お見込みのとおり。	
2	利用者負担額	利用者負担額の減免について、事務処理や減免扱いとするタイミングはどうするのが適当であるか。 減免する際は、通常減免申請をいただき、その上での対応となるが、今回の場合、その申請を 省略することはできるのか。 また、減免扱いとなった場合、即座に減額して利用者負担額を設定するべきなのか。	今回の災害の被害状況や復旧の状況を踏まえ、各市町村において、柔軟にご対応いただいて構いません。	
3	設備運営基準 公定価格	被災地の援助のために職員の派遣を検討しているが、派遣のために「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」及び「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」に定める基準(以下、「設備運営基準」)並びに「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項」に定める基準(以下、「公定価格基準」)を下回ることは可能か。	職員を派遣するに当たっては、利用児童の処遇に著しい影響を生じない範囲であれば、職員の派遣により基準以下の配置となっても差し支えありません。この場合において、公定価格の加算等については、当該職員が勤務しているものとみなして算定することになります。	
4	設備運営基準 公定価格	被災した施設の利用児童等を受け入れる際、 設備運営基準や公定価格基準を満たすことが必 要か。	被災した施設の利用児童や被災児童の受け入れに当たっては、児童の処遇に著しい影響を生じない範囲であれば、設備運営基準及び公定価格基準を下回ることも差し支えありません。 この場合において、公定価格の加算等については、 当該児童を受け入れる前の状況をもとにして算定することになります。	
5	その他	自園調理を行うことが困難な場合にはどのように対応すれば良いか。	自園調理が困難な場合の対応例としては、以下のようなものが考えられます。 ・離乳食については、缶詰・瓶詰・レトルト食品等、調理しなくても食べられるものを利用する。 ・乳児のミルクについてはあらかじめポット等に入れたお湯を使うこと等により保温管理を行った上で調乳する。 ・保護者に弁当持参の協力を求める。なお、これらの場合においても、食中毒等発生しないよう衛生管理に万全を期すようお願いします。	
6	一時預かり事業	被災した自宅等の片付けを理由に子どもを預けることは可能ですか。	一時預かり事業については、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かる事業であり、被災した自宅等の片付けを行う際に子どもを預けることも可能ですので、地域の実情に応じて御活用ください。	



令和4年3月17日 内閣府(防災担当)

永田クラブ、経済研究会、国土交通記者会 へ公表

令和4年福島県沖を震源とする地震にかかる 災害救助法の適用について

1. 災害の概要

令和4年福島県沖を震源とする地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、宮城県及び福島県は全市町村(27 市 51 町 16 村)に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備	考
【仙(石(塩(気(竹白(名(角)多(岩(巻(栗(東の大は富らんが巻し竈が仙せ石の取と田く賀が沼や米の原り松が崎お谷み県」 いった	3月16日	福島県沖を震源とする地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	令第1条	第1項

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備	考
刈田郡蔵王町 (かったぐんざおうまち)				
刈田郡七ヶ宿町				
(かったぐんしちかしゅくまち)				
柴田郡大河原町				
(しばたぐんおおがわらまち)				
柴田郡村田町				
(しばたぐんむらたまち)				
柴田郡柴田町				
(しばたぐんしばたまち)				
柴田郡川崎町				
(しばたぐんかわさきまち)				
伊具郡丸森町				
(いぐぐんまるもりまち)				
亘理郡亘理町 (わたりぐんわたりちょう)				
「旦理郡山元町				
旦 垤 郁 田 九 叫 (わたりぐんやまもとちょう)				
宮城郡松島町				
(みやぎぐんまつしままち)				
宮城郡七ヶ浜町				
(みやぎぐんしちがはままち)				
宮城郡利府町				
(みやぎぐんりふちょう)				
黒川郡大和町				
(くろかわぐんたいわちょう)				
黒川郡大郷町				
(くろかわぐんおおさとちょう)				
黒川郡大衡村				
(くろかわぐんおおひらむら)				
加美郡色麻町				
(かみぐんしかまちょう)				
加美郡加美町				
(かみぐんかみまち)				
遠田郡涌谷町 (とおだぐんわくやちょう)				
遠田郡美里町				
退田砂夫里町 (とおだぐんみさとまち)				
牡鹿郡女川町				
(おしかぐんおながわちょう)				
本吉郡南三陸町				
(もとよしぐんみなみさんりくちょう)				

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備	考
【福島県】				
福島市				
(ふくしまし)				
会津若松市				
(あいづわかまつし)				
郡山市				
(こおりやまし)				
いわき市				
(いわきし)				
白河市				
(しらかわし)				
須賀川市				
(すかがわし)				
喜 多方市 (きたかたし)				
相馬市				
(そうまし)				
二本松市				
(にほんまつし)				
田村市				
(たむらし)				
南相馬市				
(みなみそうまし)				
伊達市				
(だてし)				
本宮市				
(もとみやし)				
伊達郡桑折町				
(だてぐんこおりまち)				
伊達郡国見町				
(だてぐんくにみまち)				
伊達郡川俣町 (だてぐんかわまたまち)				
安達郡大玉村				
(あだちぐんおおたまむら)				
岩瀬郡鏡石町				
(いわせぐんかがみいしまち)				
岩瀬郡天栄村				
(いわせぐんてんえいむら)				
南会津郡下郷町				
(みなみあいづぐんしもごうまち)				
南会津郡檜枝岐村				
(みなみあいづぐんひのえまたむら)				
南会津郡只見町				
(みなみあいづぐんただみまち)				

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備	考
南会津郡南会津町				
(みなみあいづぐんみなみあいづまち)				
耶麻郡北塩原村 (やまぐんきたしおばらむら)				
耶麻郡西会津町				
(やまぐんにしあいづまち)				
耶麻郡磐梯町				
(やまぐんばんだいまち)				
耶麻郡猪苗代町				
(やまぐんいなわしろまち)				
河沼郡会津坂下町				
(かわぬまぐんあいづばんげまち)				
河沼郡湯川村				
(かわぬまぐんゆがわむら)				
河沼郡柳津町				
(かわぬまぐんやないづまち)				
大沼郡三島町				
(おおぬまぐんみしままち)				
大沼郡金山町				
(おおぬまぐんかねやままち)				
大沼郡昭和村				
(おおぬまぐんしょうわむら)				
大沼郡会津美里町				
(おおぬまぐんあいづみさとまち)				
西白河郡西郷村 (にししらかわぐんにしごうむら)				
西白河郡泉崎村 (にししらかわぐんいずみざきむら)				
西白河郡中島村				
(にししらかわぐんなかじまむら)				
西白河郡矢吹町				
(にししらかわぐんやぶきまち)				
東白川郡棚倉町				
(ひがししらかわぐんたなぐらまち)				
東白川郡矢祭町				
(ひがししらかわぐんやまつりまち)				
東白川郡塙町				
(ひがししらかわぐんはなわまち)				
東白川郡鮫川村				
(ひがししらかわぐんさめがわむら)				
石川郡石川町				
(いしかわぐんいしかわまち)				
石川郡玉川村				
(いしかわぐんたまかわむら)				

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備	考
石川郡平田村 (いしかわぐんひらたむら)				
石川郡浅川町				
(いしかわぐんあさかわまち)				
石川郡古殿町				
(いしかわぐんふるどのまち)				
田村郡三春町				
(たむらぐんみはるまち)				
田村郡小野町				
(たむらぐんおのまち)				
双葉郡広野町				
(ふたばぐんひろのまち)				
双葉郡楢葉町				
(ふたばぐんならはまち)				
双葉郡富岡町				
(ふたばぐんとみおかまち)				
双葉郡川内村				
(ふたばぐんかわうちむら)				
双葉郡大熊町				
(ふたばぐんおおくままち)				
双葉郡双葉町				
(ふたばぐんふたばまち)				
双葉郡浪江町				
(ふたばぐんなみえまち)				
双葉郡葛尾村				
(ふたばぐんかつらおむら)				
相馬郡新地町				
(そうまぐんしんちまち) 相馬郡飯舘村				
(そうまぐんいいたてむら)				

2. これまでにとられた措置

・避難所の設置

本件問合せ先

内閣府政策統括官(防災担当)付 参事官(被災者生活再建担当)付 阿部、森戸、柚上、山地、戸倉

TEL 03-5253-2111 (内線51276) 03-3503-9394 (直通)

災害救助法 (S22年法118) の概要

※平成25年度厚生労働省から内閣府に移管。

「災害対策基本法」を中心に、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みの中で、「災害救助法」は、発災後の応急期における応急救助に対応するための法律である。

■災害が発生した場合の対応

災害予防

応急救助 (**災害救助法**)

復旧・復興

(被災者生活再建支援法、災害弔慰金法など)

■ 災害が発生するおそれがある場合の対応

災害とお災大を害規を

が設置 対策本部 おそれ段階の応急救助 (災害救助法)

災害人

応急救助 (**災害救助法**) 復旧・復興

(被災者生活再建支援法、 災害弔慰金法など)

1. 制度概要

- (1)災害救助法に基づく救助は、都道府県知事等の行う「法定受託事務」である。
- (2) 都道府県知事等が適用基準に該当する市町村において**現に救助を必要とする者**に行う。(法第2条第2項)
 - ① 災害により一定数以上の**住家の滅失(全壊)が生じた**場合(令第1条第1項第1号~第3号)
 - ② 多数の者に生命又は身体への危害が生じ継続的な救助が必要な場合等(令第1条第1項第4号)
- (3) 災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策本部が設置され、その所管区域が告示されたときは、都道府県知事等が、当該災害により被害を受けるおそれがあり、**現に救助を必要とする者に救助を行うことができる**。(法第2条第2項)

		市町村(基礎自治体)	都道府県	
救助法を 適用しない場合		救助の実施主体 (基本法5条)	◇ 救助の後方支援、総合調整 (基本法4条)	
	救助の実施	都道府県の補助 (法13条2項)	救助の実施主体 (法2条) (救助実施の区域を除く(法2条の2))	
救助法を 適用 した 場合	事務委任	事務委任を受けた救助の実施主体 (法13条1項)	救助事務の一部を市町村に委任可 (法13条1項)	
	費用負担	費用負担なし (法21条)	掛かった費用の最大100分の50 (残りは国が負担) (法21条)	

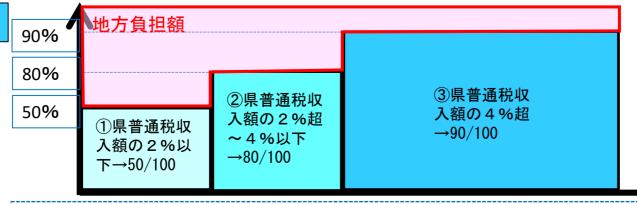
2. 救助の種類、程度、方法及び期間

(1)避難所の設置 (S22~)	(5)被服、寝具その他生活 必需品の給与・貸与 (\$22~)	(9)学用品の給与 (S22~)
(2) 応急仮設住宅の供与 (S28~)	(6) 医療及び助産 (S22~)	(10) 埋葬 (S22~)
(3) 炊き出しその他による 食品の給与 (\$22~)	(7)被災者の救出 (S28~)	(11) 死体の捜索・処理 (834~)
(4) 飲料水の供給 (S28~)	(8)住宅の応急修理 (\$28~)	(12) 障害物の除去 (834~)

〇 一<mark>般基準</mark>:救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、**内閣総理大臣が定** める基準 (※) に従い、あらかじめ、都道府県知事等が、これを定める。 (※平成25年内閣府告示第228号)

〇 特別基準:<u>一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、</u>都道府県知事等は、<u>内閣総理大臣</u> に協議し、その同意を得た上で、特別基準(※)を定めることができる。(※今第3条第2項)

3. 国庫負担



例:普通税収入約1000億円の自治体において、救助費用100億円が生じた場合 国庫負担額 = ① (20億円の50%) + ② (20億円の80%) + ③ (残り60億円の90%) = 計80億円